

加入方法について

北九州市にお住まいの方

自治会経由でお申し込みの方

- 新規加入 加入をご希望される方は、お住まいの町内会へお申し出ください。
- 継続加入 申込書は町内会を通じてお届けします。

自治会経由以外でお申し込みの方

(住所地に町内会がない、年中途での加入等により個人でご加入の方)

- 新規加入 申込書は区役所・出張所・交通共済事務局にあります。
交通共済ホームページのお申し込み・お問い合わせメールフォーム
をご利用ください。後日、申込書を郵送します。
- 継続加入 申込書は8月中旬に郵送します。

※掛金等の払い込みは
北九州市内の西日本シティ銀行・福岡びびき信用金庫・北九州銀行・みずほ銀行の各支店
(手数料は無料です) または交通共済事務局へお願いします。

※郵便局・福岡銀行は利用できません。

北九州市以外(中間市・水巻町・芦屋町・遠賀町・岡垣町・行橋市・荊田町・みやこ町)
にお住まいの方 お住まいの市役所・町役場にてお申し込みください。

共済金の請求方法について

治療が終わりましたら、提出書類をそろえて、下記の請求先で手続きをしてください。

○提出していただく書類

① 交通災害共済契約書兼領収書

② 交通事故証明書(コピー可)

注) 同乗者の場合、交通事故証明書にお名前の記載がない場合があります。
その際は、人身事故証明書入手不能理由書も提出していただきます。

③ 医師の診断書(コピー可)

注) 診断書には、①傷病名②入院期間③通院期間と通院実日数
④病院名⑤医師の押印 が必要です。

④ 運転者の災害の場合は運転免許証のコピー

⑤ その他特に当組合が必要とする書類

⑥ 請求者の本人確認ができるものおよび印かん

⑦ 振込先の金融機関がわかるもの

※提出いただいた書類は原則お返しいたしません。 ※郵送での受け付けは行っていません。

共済金の請求期間は事故日から3年です!

交通災害を受けた日から起算して、3年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

共済金の請求先

北九州市にお住まいの方

区役所総務企画課広報広聴係
または交通共済事務局

※死亡、重度障害の共済金のお手続きは、
交通共済事務局にお問い合わせのうえ
請求してください。

北九州市以外に お住まいの方

市役所・町役場の
交通共済担当課
または交通共済事務局

※詳細はホームページを参照ください。

! 自転車等の単独事故など、
どんな小さな事故でも **必ず**
警察へお届けください!

《 交通災害共済の特徴 》

年齢に関係なく小さなお子さんから高齢者の方
までどなたでも入れる

加入にあたって健康状態など
面倒な審査は一切なし

他の保険給付にかかわらず保障

共済金は一定の書類をそろえるだけ
審査は簡単で支払いが早い

共済金は7日間以上の入・通院でお支払い

共済制度により
お手軽な掛金で安心の保障

《 交通災害共済Q&A 》

加入・資格・出資金について

Q 契約開始後、区域外に転出した場合、
契約はどうなりますか。

A 契約満了日まで有効です。

Q 出資金は返してもらえますか。

A 組合を脱退された場合、請求に基づきお返しします。



共済金の請求について

Q 歩行中に誤って転んでケガをしました。
共済金支払いの対象になりますか。

A 交通事故ではないので、対象にはなりません。

Q 交通事故を起こし、相手を負傷させた場合、
共済金支払いの対象になりますか。

A 相手の負傷に対しては対象にはなりません。
加入者本人がケガ等をされたときに共済金が支払われます。



Q 共済金は治療中でも請求できますか。

A 請求できますが、できるだけケガが治ってから請求してください。
なお、共済金の請求期間は、事故日から3年です。

交通災害 共済

最高

120 年間掛金 1口 500円
万円保障

最高

1人3口 加入で 360万円 保障!

北九州市民共済生活協同組合(交通共済)

〒805-0019 北九州市八幡東区中央二丁目1-1(レインボープラザ2階)

TEL 093-663-1113 FAX 093-671-5264

ホームページ <https://koutuu.main.jp/>



交通災害共済とは…

組合員の皆様が掛金を出し合い交通事故に遭われたときにお役立ていただく、助け合いの精神を基本にした共済制度です



家計にやさしい掛金が魅力です。
治療期間に応じて共済金が受け取れます。

一年間の掛金		1口加入 500円	2口加入 1,000円	3口加入 1,500円
共済金	最高	120万円	240万円	360万円

加入について

加入
できる方

北九州市・中間市・水巻町・芦屋町・遠賀町・
岡垣町・行橋市・荻田町・みやこ町にお住まいの方

- 上記市町内にお住まいの家族と一緒に申し込む区域外に就学中の学生の方 (区域外に就職した場合は加入できませんのでご注意ください)
- 上記市町内に勤務している方 (本人のみに限ります)
- 年齢や健康状態についての制限はありません。

出資金について

組合員になるために新規加入時には**1世帯100円**が必要です。

※組合を脱退された場合、請求に基づきお返しします。

共済期間について

毎年**10月1日**から翌年**9月30日**

ただし中途加入の場合は、加入申込日の翌日から**9月30日**まで。
区域外に転出した場合も、共済期間は有効です。

10/1 10月1日 加入申込日の翌日 翌年 **9/30** 9月30日

中途加入の場合 加入申込日の翌日 9/30

転出の場合 転出 転出しても有効 9/30

共済金支払いの対象となる交通災害

対象となる乗用具	対象となる交通災害	たとえば…
自動車、原動機付自転車、自転車、電動キックボード(注1)、身体障がい者用車いす (身体障がい者手帳(肢体)所持者が利用のものに限り)等	道路上※で、交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	●道路上で自転車運転中に誤って転倒したもの ●道路上を身体障がい者用車いすで走行中、側溝に転落したもの 等
電車、モノレール、ケーブルカー等	鉄道線路で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	●電車に乗車中、急停車したことにより転倒したもの 等

※道路上:日本国内の「道路」および「一般交通の用に供するその他の場所(コンビニやスーパーの駐車場など不特定多数の歩行者や車両が自由に通行できる場所)」

※注1 道路交通法上の「車両」に該当する電動キックボードに限りします。

対象となる交通事故の例(日本国内に限る)

自転車で転倒



バスに乗車中 急ブレーキにより 転倒



歩行中に 自転車と接触



運転中電柱に衝突

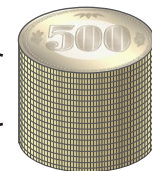


共済金額(2口は倍額、3口は3倍額)支払いについて

交通事故による、7日間以上の入・通院が対象になり治療期間によって下記の等級を決定し支払われます。したがって、入院・通院を別々にお支払いしていません。

等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級		1等級
治療期間	7~29日間	30~89日間	90~179日間	180日以上	重度障害		死亡
					2級	1級	
通院のみ	1.7	2.3	3.0	3.8	110	120	120
入院日数	15日以上入院がある場合				(単位 万円)		
15~29日	2.5	2.8	3.5	4.3	入院期間が14日以下の場合は通院のみの場合と同額 ※治療期間とは、治療の開始から治療が終わるまでの期間のことです。 ※治療期間のうち、通院実日数が少ない場合、該当共済金がかわることがあります。 ※1、2等級は、交通事故を直接の原因として365日以内に死亡または重度障害(身体障害者福祉法)になったとき		
30~59日		4.0	4.5	5.0			
60~89日		5.0	5.5	6.0			
90~119日			7.0	8.0			
120~149日			8.5	9.5			
150~179日			11.0	12.0			
180~239日				14.0			
240~299日				17.0			
300日以上				20.0			

協同の
財産



共済金の減額となる交通災害

こんなときは
共済金が減額
されます

- 運転者の法令に反する行為や単独災害
- 歩行者が、無理な道路横断をするなど、本人の過失による災害
- 警察に届け出をしていない災害で、交通事故証明書の提出がなく「交通事故申立書」での請求(50%減額)

共済金が支払われない交通災害

こんなときは支払われません	たとえば…
契約者の故意(重大な過失)による場合	●高速道路で逆走したことによる交通事故 ●鉄道線路上を歩行中に電車にひかれた 等
無免許運転や酒気帯び運転による場合(これらの事情を知りながら同乗していた場合)	●運転免許停止期間中に自動車を運転中の交通事故 ●酒気を帯びて車両(自転車を含む)を運転中の交通事故 等
犯罪行為中の場合	●ひき逃げをし逃走中の交通事故 ●盗んだ自動車を運転中の交通事故 等
不正に共済金の支給を受けようとした場合	●飲酒運転による事故を隠ぺいして請求した場合 ●診断書等の内容を改ざんして請求した場合 等
地震その他の異常な天災による災害	●台風、地震、津波、噴火等が原因で交通災害を受けた場合 等